施設入所・短期入所サービスの食費と居住費（滞在費）の減額制度
介護保険負担限度額認定［特定入所者介護(介護予防)サービス費支給］のご案内

介護保険施設(※1)に入所される方やショートステイを利用される方の「食費」や「居住費・滞在費」は、下記の対象要件(※2)に該当した場合、申請手続きにより負担軽減を受けることができます。
※令和３年８月より、対象者要件と食費の基準費用額及び負担限度額が変更となりました。
※令和６年８月より、光熱水費の高騰などにより、施設を利用した際の居住費（短期入所サービスは滞在費）の金額が変更となりました。

介護保険施設(※1)	○介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)　○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設　○介護医療院

■対象者要件(※2)

負担段階	所得の要件		預貯金等資産(※3)の要件
第1段階	・生活保護受給者　・世帯全員(世帯分離の配偶者含む)が住民税非課税の老齢福祉年金受給者		・単身1,000万円以下 ・夫婦2,000万円以下
第2段階	世帯全員(世帯分離の配偶者含む)が住民税非課税	前年の合計所得金額＋年金収入額の合計が80万円以下	・単身　650万円以下 ・夫婦1,650万円以下
第3段階①		前年の合計所得金額＋年金収入額の合計が80万円超120万円以下	・単身　550万円以下 ・夫婦1,550万円以下
第3段階②		前年の合計所得金額＋年金収入額の合計が120万円超	・単身　500万円以下 ・夫婦1,500万円以下

■預貯金等資産(※3)の対象となるもの

種　類	確認のための提出書類
□預貯金	本人・配偶者名義のすべての普通・定期預金、積立等（写）
□有価証券・投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高（写）
□現金	自己申告
□負債	借用証書等の負債額を確認できる書面（写）
□その他	金・銀（積立購入含む）など、購入先の銀行等口座残高（写）
申告不要なもの	生命保険、自動車、貴金属やゴルフ場会員券などの時価評価額の把握が困難なもの

■1日の利用者負担限度額

負担段階	居住費（滞在費）				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室(※4)	多床室	入所	ショートステイ
第1段階	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円
基準費用額(※5)	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	1,445円	

(※4)　介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用の場合は(　)内の金額になります。
(※5)　基準費用額は目安です。実際は施設ごとに異なります。

■注意事項

1. 適用は申請書を受理した月の初日からです。遡って適用することはできません。
2. 有効期限は毎年7月31日となります。毎年申請手続きが必要です。
3. 有効期間内に世帯状況や所得状況が変わった場合は、認定が取消になることがあります。
4. 虚偽の申告により、不正に減額を受けた場合、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、減額された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

■申請（更新）手続き

【提出物】　①介護保険負担限度額認定申請書

②ご本人・配偶者名義の普通・定期預貯金額、有価証券の評価概算額、負債額がわかる通帳・証書等の全て（提出先でコピー可）

注1）通帳・証書等は提出前に直近２ヶ月の状況と現在残高が分かるよう記帳をお願いします。

注2）年金振込用の通帳は年金振込の記入があるページが必要です。

【提出先】　越前町役場 介護福祉課　または　各コミュニティセンター住民サービス室

郵送の場合　〒916-0192　福井県丹生郡越前町西田中13-5-1
越前町役場　介護福祉課介護保険係

≪お問い合わせ≫
越前町役場　介護福祉課介護保険係　TEL　0778-34-8715
〒916-0192　福井県丹生郡越前町西田中13-5-1